承第４号

橿原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に関する専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定に基づき、橿原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につき、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定に基づき、これを報告し、承認を求める。

平成２８年９月７日提出

橿原市長　森下　豊

専　決　処　分　書

橿原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

ただし、別紙のとおり

上記のことについて、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき専決処分する。

平成２８年7月１１日

橿原市長　森下　豊

理由　市民の納税環境を整えるため、普通徴収の方法によって徴収する国民健康保険税の納期ごとの分割金額の端数計算の方法を変更することにつき、平成２８年度の課税事務上、急を要するため

橿原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成２８年7月１１日

橿原市長　森下　豊

橿原市条例第３１号

橿原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

橿原市国民健康保険税条例（昭和３１年橿原市条例第４９号）の一部を次のように改正する。

第１１条の見出し中「納期」を「納期等」に改め、同条に次の１項を加える。

３　納期ごとの分割金額に１００円未満の端数があるとき、又はその分割金額の全額が１００円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、全て最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

２　この条例による改正後の橿原市国民健康保険税条例の規定は、平成２８年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。